



各種相談窓口のお知らせ

◆DV全般（配偶者等からの暴力）に関する相談

山口県男女共同参画相談センター
（配偶者暴力相談支援センター）
#8008 又は 083-901-1122
（緊急用：0120-238122）

DV相談+（プラス）
0120-279-889（つなが、はやく）
※電話、SNS相談に対応。



◆安全対策、緊急時の相談

山口県警察本部
レディースサポート110
0120-378387（サアナヤマハナして）
083-932-7830（ナヤマナシ）



◆児童虐待に関する相談

児童相談所虐待対応ダイヤル
189（いちいはやく）

◆人権に関する相談

みんなの人権110番
（全国共通人権相談ダイヤル）
0570-003-110

【発行】 宇部市 市民環境部 人権・男女共同参画推進課
〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号
TEL 0836-34-8308 FAX 0836-22-6010
メール jinken@city.ube.yamaguchi.jp

【宇部市配偶者暴力相談支援センター】へご相談を

宇部市では、DV等でお悩みの方のために女性相談窓口「**宇部市配偶者暴力相談支援センター**」を設置しています。
悩みを一人で抱え込まず、まずは電話してみてください。

専用電話

さあさあ、よろしく
33-4649

電話・面接
相談

月～金曜日
9～16時30分
（祝日は休み）

法律相談
心理相談
男性相談

事前に電話でご予約
ください。
（月1回開催）

相談料

無料

※秘密は堅く守ります。



相談は無料です。

秘密は堅く守りますので、どうぞご安心ください。

あなたの気持ちに寄り添いながら、一緒に解決策を考えていきます。

STOP THE 暴力

配偶者からの暴力、
元交際相手等からのストーカー
行為は、人権を著しく侵害する
行為です



ひとりで悩まないで

まずはご相談ください

UBE 宇部市
未来を彫刻するまち

DVやストーカー行為は重大な人権侵害。まずはどのようなものか、知ることが大切です！

DVの種類はさまざま

DV（ドメスティック・バイオレンス）は直訳すると「家庭内暴力」という意味ですが、一般的には「配偶者（パートナー）からの暴力」のことをいいます。

また、交際相手から暴力を振るわれたり、行動を制限されたりすることは「デートDV」と呼ばれ、特に10～20代の若いカップルの間で起こっています。

身体的暴力

- 平手で打つ、殴る
- 足で蹴る
- 物を投げつける
- 髪を引っ張る
- 首を絞める



…など



精神的暴力

- 大声でどなる
- 馬鹿にする
- 大切な物を捨てる
- 無視する



経済的暴力

- 生活費を渡さない
- 仕事を辞めさせる
- お金の使い道を細かくチェックする



性的暴力

- 性行為を強要する
- 避妊に協力しない
- アダルト動画を無理やり見せる



社会的暴力

- 外出させない
- 友人や親戚との付き合いを制限する
- 携帯電話をチェックする



ストーカーの10類型の行為

「ストーカー行為」とは、恋愛感情等によるつきまとい、待ち伏せをはじめとする下記**10類型の行為**を、あなたやあなたの身近な人（配偶者、親族、友人、同僚など）に対して繰り返して行うことです。

- ①つきまとい・待ち伏せ・押しかけ・うろつき等
- ②監視していると告げる行為
- ③面会や交際の要求
- ④乱暴な言動
- ⑤無言電話・拒否後の連続した電話・ファクシミリ・電子メール・SNSメッセージ・文書等
- ⑥汚物等の送付
- ⑦名誉を傷つける
- ⑧性的羞恥心の侵害
- ⑨GPS機器等を用いて位置情報を取得する行為
- ⑩GPS機器等を取り付ける行為等



暴力には特有のサイクルがある

加害者はいつも暴力的というわけではなく、時には優しく振る舞ったりもします。

そのため被害者は、「この人は、本当は優しい人なんだ」、「もう一度、信じてみよう」と期待して、関係を続けてしまうことがあります。

しかしほとんどの場合、暴力の周期は短くなり、エスカレートしていくため、注意が必要です。



「面前DV」は児童虐待です

子どもの目の前でDVは、「**面前DV**」と言われ、児童虐待の心理的虐待にあたります。面前DVは子どもの心身の発達にさまざまな影響を与えます。

DVをほかの人に相談することは、とても勇気のいることです。しかし、暴力はどんどんエスカレートし、このままだとあなたや子どもたちに取り返しのつかない傷を負わせることになってしまうかもしれません。

今、あなたにできることは、自分と子どもの安全や将来のことを第一に考え、専門の機関に相談したり、援助を求めることではないでしょうか。



「ストーカー行為」は犯罪です

Q. 以前交際していた男性から、会社帰りに待ち伏せされたり、拒否したにもかかわらず、しつこく電話やメールが来て迷惑しています。これって犯罪ですか？

A. 犯罪です。このように「つきまとい等」を繰り返す行為はストーカー規制法により処罰の対象になります。

元交際相手からのつきまとい等のストーカー行為、SNS上の誹謗中傷などは、いずれも個人の安全や尊厳を脅かす不法又は犯罪行為です。これらの相談に対しても宇都部市配偶者暴力相談支援センターでは、警察と連携し支援します。